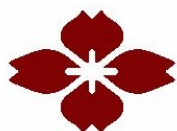


2016 年度

子ども子育て支援新制度
運営方針説明書
入園・進級のしおり
(重要事項説明書)



幼保連携型認定こども園
共愛学園こども園

はじめに

2015年4月より子ども子育て支援新制度が施行されました。

日本の子ども・子育てをめぐるさまざまな問題を解決し、乳幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の質の向上を進めていくために創設された、「子ども・子育て支援新制度」施行に伴い、共愛学園幼稚園、共愛学園木瀬保育園は2016年4月より幼保連携型認定こども園共愛学園こども園に移行いたします。

移行に伴い、保育料や入園手続き方法が、従来から変更になる点がありますのでご注意ください。

尚、新制度に移行後も、園の教育・保育や子どもたちの生活は基本的に代わることはありませんので、ご理解のほど宜しくお願い致します。

子ども・子育て支援新制度のポイント

- I. 幼稚園と保育園のよいところをひとつにした「認定こども園」の普及を図ります。
- II. 保育の場を増やし、待機児童を減らし子育てしやすい、働きやすい社会にします。
- III. 幼児期の学校教育や保育、地域のさまざまな子育て支援の量の拡充や質の向上をすすめます。
- IV. 子どもが減ってきている地域の子育てもしっかり支援します。

主な変更点

- I. 保育認定が必要となります。
教育・保育のどちらを希望するか、子どもの年齢によって3つの認定に区分されます。
- II. 保育料や利用料が変わります。(保育料は、各市町村が定めます。)
- III. 入園の手続きが変わります。
- IV. 生活スタイルや働き方に合わせた保育利用がしやすくなります。

入園手続き

- I. 教育を希望される場合は、共愛学園こども園へ手続き
- II. 保育を希望される場合は、居住する市町村へ手続き

＜支援認定保護者が利用しようと考えている特定教育・保育について

契約を締結する前に知っていただきたい内容を、説明いたします。＞

1. こども園を運営する法人

事業者の名称	学校法人 共愛学園
代表者の氏名	理事長 跡部 洋一
法人の創立年月日	1951年（昭和26年）3月 5日
法人の住所	群馬県前橋市小屋原町1 1 5 4 - 4
法人の連絡先	TEL 027-266-7575 FAX 027-266-7576

2. こども園を運営する施設

(1) 施設の概要

名称	幼保連携型認定こども園 共愛学園こども園
所在地	群馬県前橋市小屋原町1 1 2 5 - 1
連絡先	TEL 027-266-1010 FAX
認可開園年月日	共愛学園幼稚園：1953年3月31日 共愛学園木瀬保育園：2009年4月1日 幼保連携型認定こども園：2016年4月1日
施設長名	白石 由紀子
認可定員及び 利用定員	認可定員 230名 利用定員 1号認定 90名 2.3号認定 140名
加入保険	園賠償責任保険 園の運営に関する損害賠償責任を補償 園児等傷害保険（保護者加入） 園児の怪我を補償
嘱託医師及び薬剤師	小児科 篠原 真（しのはら小児科） 歯科 杉山 潤一（ほほえみ歯科） 坂巻 紅美（駒形駅北口歯科） 薬剤師 伊藤 直喜（かりん薬局）

(2) 施設の運営方針

教育基本法（平成18年法律第120号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、就学前の子どもに関する教育・保育の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第7号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、前橋市幼保連携型認定こども園の編制、職員、設備及び運営にかかわる条例（平成26年前橋市条例35号）、を遵守し、学園の建学の精神を基に、園児ひとりひとりの最善の利益を考慮し運営する。

- ・幼保連携型認定こども園教育要領に基づき、0歳から小学校入学前までの乳幼児を、発達の学びや連続性を考慮し一人一人の状況に合わせ弾力的に応じると共に、質の高い教育・保育を行う。
- ・乳幼児の教育・保育に関する専門性を高め深めていくために、資質向上に努める。
- ・地域の子育て拠点として、積極的に家庭や地域のニーズに沿って子育て支援を推進する。

(3) こども園の開園日・開園時間と延長可能時間

開園日	月曜日～土曜日（祝日を除く）		
開園時間	月曜日～金曜日 7時00分～19時00分	土曜日 7時00分～18時00分	
通常保育教育時間	1号認定	8時30分～14時00分 ※14時以降預かり保育	原則土曜日は休みです
	2.3号認定 （保育短時間）	8時00分～16時00分 ※16時以降延長保育	
	2.3号認定 （保育標準時間）	7時00分～18時00分 ※18時以降延長保育	18時以降の延長はありません
延長保育及び 預かり保育	保育時間以外の登園前及び降園後の保育は別途保育料金が必要になります。 徴収料金 1時間 200円（18時以降または、1号認定3時のおやつ代1食 100円）		

※延長保育は料金が発生します。

(4) 閉園日と開園時間の短い日

内 容	期間・時間	備考
職員全体研修 及びお泊り保育	年3回土曜保育休園 年2回午後16時で保育を終了	施設内外3回 学園全体1回 お泊り保育1回
年末年始	12月29日～1月3日（日曜日を含む場合は、日にちが変わります）	
協力保育	夏季休暇日（8月12日～8月17日） 県民の日（10月28日） 創立記念日（10月29日・2月29日）	
1号認定	夏休み（7月21日～8月26日） 冬休み（12月25日～1月7日） 春休み（3月26日～4月7日）	

(5) 職員体制

園長	副園長	保育教諭	栄養士	調理師	事務員	看護師	センター	嘱託医
1名	1名	34名	1名	3名	1名	2名	2名	4名

※保育教諭の人数は受け入れ園児数によって変更があります。

※基本的な職員の勤務時間は、8時から17時までです。

ただし、保育教諭は、開所時間及び延長保育時間等を通じて、ローテーションにより勤務します。

(6) 定員数及び職員体制

年齢	園児数			クラス数	職員数	備考
	3号認定	1号認定				
0歳	15名			1	5名	
1歳	22名			2	5名	
2歳	25名	6名(満3歳児)		2	6名	
小計	62名	6名		5	16名	
	1号認定	2号認定	合計			
3歳	28名	26名	54名	4	6名	
4歳	28名	26名	54名	2	3名	
5歳	28名	26名	54名	2	4名	
小計	84名	78名	162名	8	13名	
1号認定計	84名 + 6名 = 90名		総合計	13	29名	
2号認定計	78名 + 62名 = 140名		230名			

3. こども園の入園について

(1) 1号認定児の受け付け優先順位

施設には定員が設定されています。希望者がその数を超えた場合には、大変恐縮ですが、以下のような方法により選考（優先順位）させていただきます。

(但し、2・3号認定のお子様に関しましては、行政の利用調整決定後に入園手続きとなります。)

第1優先：在園児の兄弟姉妹

第2優先：卒園児の兄弟姉妹

第3優先：学園関係者

標記以外は、先着順といたします。

(2) 支援が必要な子の受け入れ体制について

支援が必要な園児を受け入れる場合は、入園前に、支援の状態について保護者の方と話し合いを持たせていただいたうえで、保育の方法を決めさせていただきます。

養育手帳や障害手帳がある場合や医師や専門家の診断書をお持ちの場合は、入園前に書類を提出してください。保育の方法を確認させていただきます。なお、事前に伺った支援の状態と、実際の園児の状態が著しく違う（重度化している）場合は、当園の保育教諭・保育体制では対応できない場合があります、受け入れをお断りする場合があります。

(3) 入園時の提出書類

入園時には、以下の書類を提出していただきます。

- ① 保育台帳
- ② 保育用品申込書
- ③ 緊急連絡カード
- ④ 個人健康調査票
- ⑤ その他

4. こども園の教育・保育内容

(1) 教育・保育内容

共愛学園の建学の精神である聖書の御言葉を基に、イエス様に倣い「共に愛し、共に生きる」生活の実践を通し人間形成の基礎を培う教育・保育を目指して。

教育・保育目標

げんきな子 (生きる力を育む・心身共に健やかな体作り)
 やさしい子 (与えられた生命を大切に育む・人間形成の基礎となる心作り)
 かんがえる子 (意欲、好奇心を基に主体性を育む・共に生きる繋がり作り)

(2) 大切に考えていること

神様の愛の中に生かされている私たちは、園児一人一人を大切に育み教育・保育に務めます。

- ① かけがえのない存在として愛されている経験を重ねる保育に努めます。
- ② みんな違ってみんないい、一人一人を養護し寄り添う保育に努めます。
- ③ ワクワドキドキの心動かす実体験を通し五感を育む保育に努めます。
- ④ 環境を整え子どもの主体性の育ちを信じ待つ保育に努めます。
- ⑤ 遊びを通し共感、協同、共に生きる力を育む保育に努めます。
- ⑥ さまざまな出来事を通し、支え祈り合う生活を重ねて行く保育に努めます。
- ⑦ 身近な自然の不思議や驚きの中に神様の大きな力を感じる保育に努めます。

(3) 乳幼児のデイリープログラム

	7:00	8:00	8:30	9:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	
1 号認定	1号認定で示す教育・保育時間(8:30～14:00)													
	7:30から めぐみ棟より登園 早朝保育料 200円	のぞみ棟より登園 各クラスで戸外遊び 室内遊び保育活動				めぐみ棟ホール・ 各クラスで昼食 ※お弁当・給食の選択可能 給食の場合は別途給食費 ▶昼食後、のぞみ棟で保育 (3・4・5歳児)			14:30まで のぞみ棟より降園・園庭くろみを開放	延長保育の子はめぐみ棟へ・めぐみ棟より降園 (保育料1時間 200円)				
	おやつ 100円													
2 号認定	2号認定標準時間保育で示す教育・保育時間(7:00～18:00)													
	めぐみ棟より登園 短時間認定 早朝保育料 200円	各クラスで戸外遊び 室内遊び保育活動				めぐみ棟ホール・ 各クラスで昼食 ▶昼食後、3・4歳児は めぐみ棟2階で午睡 ▶昼食後、5歳児はのぞみ棟で保育 (プール使用時、5歳児は めぐみ棟2階で午睡)			めぐみ棟、園庭さくらんぼにて保育 おやつ	短時間認定 標準時間認定 保育料1時間 200円	めぐみ棟より降園 おやつ 100円			
	2号認定短時間保育で示す教育・保育時間(8:00～16:00)													
3 号認定	3号認定標準時間保育で示す教育・保育時間(7:00～18:00)													
	めぐみ棟より登園 短時間認定 早朝保育料 200円	各クラスで戸外遊び 室内遊び保育活動				各クラスで昼食 ▶昼食後、午睡			めぐみ棟、園庭さくらんぼにて保育 おやつ	短時間認定 標準時間認定 保育料1時間 200円	めぐみ棟より降園 おやつ 100円			
	3号認定短時間保育で示す教育・保育時間(8:00～16:00)													

(4) 年間の主な行事

月	主な行事	月	主な行事
4月	入園式、イースター礼拝	10月	芋ほり、保育参観、秋の遠足、バザー
5月	母の日礼拝、親子遠足、歯科検診	11月	焼き芋、交通安全教室、防火教室、 収穫感謝礼拝、アドベント
6月	花の日礼拝、保育参観、プール開き	12月	クリスマス 終園日（1号認定）
7月	お泊り保育、交通安全教室、 終園日（1号認定）	1月	お餅つき、教会訪問、人形劇 始園日（1号認定）
8月	夏祭り（仮名称）、プールじまい、 始園日（1号認定）	2月	保育参観、小学校交流会、内科健診、 交通安全実技（年長）
9月	ファミリープレイデー 内科健診	3月	お別れ会、小学校めぐり、送別礼拝、 卒園式
毎月	身体測定 避難訓練 合同礼拝 誕生会		

※変更になる場合もあります。

(5) 保育の記録について

- ① 保育の実施ごとに、実施日、内容等を記録し、保管するとともに、保護者への開示（連絡帳・掲示等）を行うことで、確認を受けることとします。
- ② 記録は、卒（退）園後、5年間保存します。
- ③ 保護者は、個人情報等を除いて、保存される保育記録の閲覧及び複写物（複写する場合は、複写代は実費をご請求させていただきます）の交付を園長に請求することができます。

5. 保育料その他の徴収について





(1) 保育料について

- ① 保育料は、保護者の所得（納税額）に応じて変わります。

1号認定	保育料は現在の幼稚園のように一律ではなく、保護者の所得に応じて変わります。 減免制度の就園奨励費は保育料に反映されますのでなくなります。 保育料は、市が基準を設けて判断・決定します。
2・3号認定	保育料は、従来どおり保護者の所得に応じて変わります。 保育の必要量によって「標準時間認定」「短時間認定」に区分され、保育料が算定されます。 保育料は、市が基準を設けて判断・決定します。 保育料は、基本的に市内の認定こども園と保育園は同じになります。

②多子世帯保育料減免制度があります。

保護者の保育料は、下記のように、第2子は半額、第3子は無料等の減免制度があります。又、認定こども園においては、これまでの幼稚園と同じように1号認定（午後2時までの教育時間）を選択することもできます。その場合、小学校3年生までに兄弟姉妹がいる場合、在園児も半額、無料の制度があります。

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3	小4
1号認定	2歳以下は カウントしない			第3子無料  第2子半額			第1子 			
2号認定 3号認定	第3子無料  第2子半額			第1子 			小1以上は カウントしない			

(2) 保育料以外の保護者負担金について

特定負担額、実費徴収について

保護者が保育料以外に負担する金額については、「特定負担金」「実費徴収負担金」等があります。

① 特定負担金とは、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる経費です。

例えば、国の基準を超えた教員の配置や平均的な水準を超えた施設整備、給食を通して食育を図る経費等です。

② 実費徴収負担金とは、教育・保育施設の利用において、実費として必要とされる経費です。

例えば、一時預かり保育（預かり保育）利用代、2号認定主食代（1号認定給食代）、遠足代、通園バス代、行事参加代等がこれに該当し、当施設では下記のように定めます。

その他の経費とは、一時的に集めたり、年齢や行事によって集めたりする経費です。

例えば、保護者会費等があります。実費負担金として集める場合もあります。

又、金額が確定していなかったりする費用等があります。その場合には、事前に保護者にお知らせいたします。

③ 当園の実費徴収

全園児の実費負担額		利用した場合の実費	
主食費（2号認定のみ）	月額 1,000円	預かり保育（1時間200円）	利用した額
遠足代	年額 1,500円前後	園バス利用・月毎の利用	往3,500円・片2,000円
絵本代（以上児のみ）	月額 400円前後	1号認定給食費（主食費含む）	月額 5,000円
教材費（学年により異なる）	年額 5,000円前後	1号認定預かり保育おやつ	1食 100円
保護者会費（1名につき）	月額 800円	その他の経費	
スポーツ振興センター掛け金	年額 250円前後		

6. 個人情報に関すること

(1) 個人情報の秘密の保持について

- ① 当園及び職員は、保育を行う上で知り得た在園児及びその保護者の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、卒園後においても継続します。
- ② 当園は、職員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- ① 当園は、下記に掲げる個人情報の使用以外は、在園児の個人情報や、在園児の家族の個人情報について、予め文書で同意を得ない限り、用いません。
- ② 当園は、在園児及びその保護者に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、管理者が責任をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 当園が管理する情報については、在園児の保護者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は在園児の保護者の負担となります。）

(3) 個人情報使用について

園児及び保護者にかかわる個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用します。

- ・ 小学校への円滑な移行・継続が図られるよう、卒園にあたり入学する予定の小学校との間で情報を共有します。
- ・ 他の園へ転園する場合（1・2号認定のみ）、その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行います。
- ・ 卒園アルバムやホームページ等で、集合写真として掲載する場合に活用させていただきます。又、個人特定としての掲載については別途使用確認を取らせていただきます。
- ・ 緊急時において、病院その他関係機関に対し、必要な情報提供を行います。
- ・ 行政から事務の遂行のために求められた場合には、必要な情報提供を行います。

(4) 緊急連絡メールの登録について

緊急の折に各ご家庭に連絡するために、オレンジメールを使用しています。緊急の折及び必要に応じ連絡網を素養いたします関係上、年度当初メールアドレスの速やかな登録をお願い致します。

7. 虐待防止、こども園改善への取り組み窓口について

(1) 虐待防止に関すること

園児の人権の擁護・虐待の防止等のため、虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	(職名)	園長
	(氏名)	白石 由紀子

(2) こども園改善相談窓口について

① こども園改善相談や皆様のご意見を解決するための責任者を選定しています。

こども園改善相談に関する責任者	(職名)	園長
	(氏名)	白石 由紀子

② 保護者の皆様のごども園を改善するためのご意見を受ける窓口担当者を選定しています。

施設内 こども園改善相談窓口		施設外 こども園改善相談窓口	
担当者氏名	金子 澄生	第三者委員	布瀬川とし子 027-266-3323 住谷 富子 027-266-4834
電話番号	027-266-1010	群馬県子育て支援課	027-226-2626
受付曜日及び 受付時間	月曜日～金曜日 午後 13 時～17 時	前橋市保育課	027-220-5705

※直接受け付ける以外にも、投書箱（こども園改善相談受付箱）を、のぞみ棟及びめぐみ棟の中央玄関内に設置しています。直接話し難い場合のご相談の場合は、ご利用ください。

8. 緊急時の対応について

(1) 教育・保育中の怪我や疾病についての対応

① 保育中に、在園児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに嘱託医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、保護者が予め指定する連絡先にも連絡します。

② 事故発生時の対応及び賠償について

保育サービスの提供中に事故が発生した場合は、市町村、保護者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、保育サービスの提供に伴って、当園の責めに帰すべき事由により園児の生命、身体、財産に損害を及ぼした時は、当園が加入する賠償責任保険の範囲内で保護者に対して損害を賠償します。

③ 当園は、事故発生後の治療費対応や、賠償責任保険に加入し下記のように対応します。

事故怪我対応治療費支払い	
スポーツ振興センター	保育中に起きてしまった事故や怪我 遠足・散歩等の園外保育での事故や怪我 行事中の事故や怪我等

賠償責任が伴う場合	
険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保保険名	私立学校賠償責任保険
補償の概要	施設の欠陥、管理、又は保育教諭の指導監督上のミス等により、乳幼児または他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損、汚したりした場合に、施設管理者が法律上の損害賠償責任を負担することによって、被る損害に対して保険金を支払う制度です。

(2) 非常災害対策について

火災や大規模な地震などの非常災害の場合、別途定められた避難マニュアルに従い、迅速に園児を避難させます。第一次避難場所園庭、第二次避難場所大学中庭・中高グラウンド、市指定の広域避難場所は、筑井小学校の校庭となります。また、速やかに緊急連絡網オレンジメールを使用しで状況をお知らせいたします。

※こども送迎用の園バスは運休となります。

9. 契約解除（退園）について

下記のような要件に該当する場合は、契約解除（退園）となる場合がありますので、ご注意ください。また、下記の①～④の要件に該当しそうな場合は、事前にご相談ください。

- ① 正当な理由がなく、保育料が3ヵ月以上滞納された場合。
- ② 無断で、1ヶ月以上こども園を休んだ場合。
- ③ 保護者が当園の施設および当園の近隣地域、保育に従事する職員または他の利用者（園児、保護者）に対して、重大な背信行為を行った場合。
- ④ その他、前号③以外に、当園長と保護者の間で協議し、当園の利用を継続することが園児の健全な成長を妨げると判断した場合。

幼保連型認定こども園 共愛学園こども園
運営方針及び保護者利用負担金同意書

学校法人 共愛学園 理事長 跡部 洋一 様
認定こども園 共愛学園こども園 園長 白石 由紀子 様

1. 認定こども園 共愛学園こども園運営方針
『子ども子育て支援新制度及び運営方針説明書』記載内容

2. 保護者負担金一覧

① 特定負担額

② 実費にかかわる利用者徴収負担金、その他の費用

全園児の実費負担額		利用した場合の実費	
主食費（2号認定のみ）	月額 1,000円	預かり保育（1時間200円）	利用した額
遠足代	年額 1,500円前後	園バス利用・月毎の利用	往3,500円・片2,000円
絵本代（以上児のみ）	月額 400円前後	1号認定給食費（主食費含む）	月額 5,000円
教材費（学年により異なる）	年額 5,000円前後	1号認定預かり保育おやつ	1食 100円
保護者会費（1名につき）	月額 800円	その他の経費	
スポーツ振興センター掛け金	年額 250円前後		

3. 個人情報使用 『子ども・子育て支援新制度及び運営方針説明書』記載内容

私は、幼保連携型認定こども園 共愛学園こども園の利用に当たって、当文章による説明を受け、運営方針及び保護者利用負担金について同意いたしました。

年 月 日

保護者住所 _____

園児クラス名 _____ 園児氏名 _____

保護者氏名 _____ 印 _____ 園児からみた続柄 _____

代理人

住所 _____ 氏名 _____ 印 _____